

第108回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 事業報告
業務の適正を確保するための体制
会社の支配に関する基本方針
- ・ 連結計算書類
連結注記表
- ・ 計算書類
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

セントラル硝子株式会社

本内容は、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

〈当社ウェブサイト：<https://www.cgco.co.jp/>〉

業務の適正を確保するための体制

- I 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役会は、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び執行役員の業務執行を監督する。
 2. コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 3. 内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外（弁護士事務所）へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。
 4. 内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行う。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告し、内部監査の実効性をより高める。

- II 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役会、委員会等の各種会議体の議事録作成は、各会議体の規程で定めるとともに、その他重要な意思決定に関する文書の作成は、稟議規程で定めることとし、文書の整理、保存及び廃棄については、情報の適切な管理を行うため、文書保存管理規程を制定する。
 2. 取締役及び監査役は、これらの議事録及び重要文書をいつでも閲覧することができる。

- III 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定するとともに、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたりスクの管理を行う。
 2. 新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、当社の取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたりスクの把握に努め、必要な対応策を講じる。

- IV 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 執行役員制度を導入し、重要な経営事項の意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離して取締役会をスリム化するとともに、職務権限を分担し、業務機構、業務分掌及び職制を定めて、指揮命令系統を明確化し、意思決定が迅速且つ適切に実行される体制を整備する。
 2. 経営会議は、役付執行役員及び取締役会で定めた担当を持つ執行役員で構成し、業務執行上重要な事項を審議・決議し、取締役会への上程議案を審議する。

V 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

1. 関係会社規程を定め、子会社の状況に応じた必要な管理を行う。
2. 関係会社規程に従い、各子会社に対する総括責任者として当社担当役員をそれぞれ定めるとともに、各子会社の業務について指導、監督する当社管理部署をそれぞれ定めて、各管理部署は子会社の業務状況について適宜総括責任者に報告、協議するものとする。
3. 関係会社規程に従い、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、必要に応じて、決算、業務内容を当社重要会議に報告するものとする。

VI 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要な人員を配置する。また、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助する。

VII 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役は、監査役スタッフの取締役及び執行役員からの独立性の確保に留意し、必要あると認めるときは、取締役及び執行役員との間で協議の機会を持たなければならないこととする。
2. 監査役を補助すべき使用人の人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

VIII 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、監査役職務を補助すべき使用人の体制の強化に努めるものとする。
2. 補助使用人に関して、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行うこととする。

IX 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制・子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が監査役に報告するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、重要な会議又は委員会に出席するとともに、出席しない場合には、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。
2. 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに報告しなければならない。
3. 取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等は、監査役から調査、報告若しくは説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

- X 監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告した取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けてはならない。
- XI その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、代表取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持つ等の方法により、適宜意見交換を行う。
 2. 監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について会社に請求することができる。
- XII 業務の適正を確保するための体制の運用状況
1. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループは、「企業理念」を掲げ、この「企業理念」の下、当社の利害関係者に対して、誠実な企業活動を行うための行動規範として「行動規範」を制定し、当社及び当社の子会社を含めて全社的に規範の実践を推進している。
取締役会は、9名の取締役（うち社外取締役3名）で構成し、原則として月1回、また必要に応じて適宜開催し、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。
当社管理部署は各子会社の業務について指導、監督を行い、その状況を適宜総括責任者に報告、協議している。また、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、決算、業務内容を当社重要会議に報告している。
関係会社社長が出席する会議を開催しており、当社グループの経営課題について情報共有を行っている。
内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行っている。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告している。
 2. コンプライアンスを確保するための体制
当事業年度においてコンプライアンス推進委員会を1回開催し、その活動状況を取締役に報告するとともに、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンス遵守の推進を行っている。
具体的には、当社の役員を対象としたコンプライアンス教育、社長メッセージによる内部通報制度の周知等を必要に応じて行っている。

3. リスク管理に関する体制

当事業年度において各種委員会を適宜開催し、各専門テーマに関する審議、調査、指導、啓蒙活動を行い、その活動状況を取締役に報告している。また、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたリスクの管理を行っている。

また、営業秘密・重要文書等の情報資産の適切な保護と管理のため、「営業秘密管理規程」、「営業秘密管理基準」、「文書保存管理規程」、「情報セキュリティ規則」等を整備している。

4. 取締役の職務の執行に関する体制

執行役員制度を導入し、取締役の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確化すると同時に、定期的に開催する取締役会で、執行役員等から業務執行に関する報告を受けることとし、業務執行の監督体制を整備、充実している。

当事業年度において取締役会を17回開催し、法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。

5. 監査役の職務の執行に関する体制

当事業年度において監査役会を15回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議している。

取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査するとともに、各事業場及び子会社等の業務遂行状況に関する監査を行っている。

代表取締役と定期的に会合を開き、経営上及び監査上の重要な課題等について意見交換を行っている。

監査部、会計監査人と定期的に意見交換を行い、相互の連携を図っている。

会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様ご自身の自由な意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、(1)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、株主の皆様ご自身の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に対する明白な侵害をもたらすもの、(2)株主の皆様ご自身に株式の売却を事実上強要するもの、(3)当社取締役会が、大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を提示するために合理的に必要となる期間を与えないもの、(4)株主の皆様ご自身に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、(5)買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う大規模買付者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様ご自身に還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付行為を行う大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることをその基本方針といたします。

2. 基本方針策定の背景

当社の事業は、建築用ガラス、自動車用加工ガラス、ガラス繊維等の製造・販売等を行うガラス事業、及び、化学品、肥料、ファインケミカル製品の製造・販売等を行う化成品事業から構成されており、当社の経営には、1936年の会社設立以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、従業員、工場・生産設備が所在する地域社会、及び、国内外の顧客・取引先等との間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。また、当社は、ファインケミカル製品を中心とした成長分野である高機能・高付加価値製品分野への経営資源の重点的な投入により、中長期的な視点から企業価値を増大させるべく努めることとしており、このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上していくことは困難であり、また、株主共同の利益の維持・向上のためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必須であると考えています。当社といたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進等の経営全般にわたる効率化を進めるとともに、基幹事業における構造改革の推進、研究開発及び技術開発の強化、成長分野への経営資源の重点的な投入や海外展開の加速により、グループ企業力の強化に取り組んでおります。

しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となってまいりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模買付者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。なお、当社といたしましては、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記1. のとおり基本方針を策定いたしました。

II 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1. の中期計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記2. のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記Iの基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 中期計画等による企業価値向上への取組み

(1) 当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、“ものづくりで築くより良い未来”「セントラル硝子グループは、ものづくりを通じて、真に豊かな社会の実現に貢献します。」を基本理念とし、その実現に向けて進むべき方向性を具体的に定めた基本方針と合わせて、企業理念として掲げております。

当社グループが創業当時から企業活動の中心に据えております「ものづくり」は、誠実を基本姿勢とした、研究開発、製造、販売等の企業活動全般を意味しており、今後の更なる飛躍に向けても、すべての基礎になるものと考えております。

各事業活動においては、ガラス、化成品事業をコアビジネスとして、その事業基盤の強化を図るとともに、当社が保有する独創的な技術を通じて、高機能、高付加価値製品分野の拡充を図ります。また、環境対応・省エネルギー化の推進や、グローバルな事業展開による収益力の向上に注力し、安定した財務体質のもと企業価値を増大させることを常に目指し続けてまいります。

これらの方針のもと、経営全般にわたり効率性を高め企業体質の変革をはかるとともに、研究開発力の強化と成長事業への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。また、レスポンシブル・ケアの方針に基づき、製品の開発から廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」を確保することにより、社会的責任を果たしてまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2022年～2024年を対象期間とする中期経営計画を新たに策定いたしました。同計画の概要は以下の通りです。

〈基本方針〉

①事業基盤の強化と独創的な技術を通じて新たな成長へ

イ. 成長基調への回帰

- ・伸ばすべき事業へ経営資源を集中、収益事業モデルの確立と成長市場への事業展開を加速
- ・化成事業は、これまでの投資成果を回収、更なる将来への投資の継続
- ・ガラス事業は構造改革を仕上げ、収益事業へ再生
- ・その他の事業は収益力を更に高め、フリーキャッシュフローを最大化

ロ. 将来の成長を担保する研究開発の強化を継続

ハ. 全従業員が品質意識を高め、ステークホルダーへ安心と信頼を提供

②健全な財務基盤の維持

イ. 株主還元、投資、財務規律のバランスが取れたキャッシュフローの配分

③地球環境への貢献

イ. 温室効果ガス排出量削減

ロ. 環境負荷低減に貢献する製品、技術の提供

〈財務目標(2024年度)〉

営業利益	140億円
営業利益率	8%
ROE（自己資本利益率）	8%
株主総還元性向	30%以上
DOE（株主資本配当率）	2.4%

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

(2) 会社の機関及び内部統制体制の整備の状況等

当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基礎とした上で、執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保、且つ、恣意的な判断を排除する役割を担っております。

そして、会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を2006年5月15日開催の取締役会において決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、下記に例示しております項目につき一部改正を随時行っており、適切な運用に努めております。

- ・コンプライアンス推進委員会の設置
- ・反社会的勢力の排除
- ・社外取締役の選任
- ・内部通報制度の拡充
- ・秘密情報の適正な管理体制の構築
- ・金融商品取引法改正に伴う未公表の内部情報の伝達及び取引推奨行為の規制
- ・会社法及び会社法施行規則の改正に伴う企業集団における業務の適正を確保するための体制整備及び監査役の監査を支える体制等の整備

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に基づき当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模な買付行為を行おうとする者に対しては、大規模な買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

Ⅳ 上記Ⅱ及びⅢの各取組みについての当社取締役会の判断

上記Ⅱ及びⅢの各取組みは、いずれも上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものと考えております。従いまして、当社は、これらの取組みにつきまして、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以 上

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	26社
主要な連結子会社の名称	カーレックスガラスアメリカ, LLC 他25社
異動の状況	重要性による非連結子会社からの異動 1社 上海中硝商貿有限公司 清算終了 1社 ノースウェスタンインダストリーズ Inc.

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数	8社
主要な非連結子会社の名称	双和運輸倉庫(株) 他7社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社の会社間取引等消去後の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

関連会社の数	6社
主要な関連会社の名称	聖戈班中硝安全玻璃（青島）有限公司 他5社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

非連結子会社の数	8社
主要な非連結子会社の名称	双和運輸倉庫(株) 他7社
関連会社の数	8社
主要な関連会社の名称	浙江博瑞中硝科技有限公司 他7社
持分法を適用しない理由	持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、カーレックスガラスアメリカ, LLC 他14社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法（一部連結子会社は総平均法による原価法）

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～31年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。ただし、一部連結子会社は支給実績に基づく支給見込額を計上する方法によっております。

③ 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

④ 特別修繕引当金……………ガラス熔解炉等の定期的修繕費用の支出に備えるため、次回修繕の見積額と次回修繕までの稼働期間を勘案して計上しております。

⑤ 環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

⑥ 関係会社株式譲渡損失引当金……………関係会社株式の譲渡に対する損失に備えるため、譲渡損失見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業などにおける簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、化成品及びガラス製品の製造、販売を行っております。

これらの事業における製品販売については、製品の引渡、出荷、検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡、出荷、検収時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び奨励金などを控除した金額で測定しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産・負債は、決算日の直物為替相場、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

ヘッジ手段：コモディティ・スワップ取引

ヘッジ対象：燃料油

ハ. ヘッジ方針

債権債務、実需の範囲内での取引に限定し、将来の為替・商品価格等の変動リスク回避のためのヘッジを目的としており、投機目的の取引は行っておりません。

ニ. ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑥ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社グループは翌連結会計年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費の一部を、売上高から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の当連結会計年度期首残高は40百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損処理

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 606百万円

（注）上記の減損損失の一部は「事業構造改善費用」に含めて表示しております。

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、固定資産の減損処理にあたり、原則として、事業用資産については事業部門を基礎とした事業の関連性により、また遊休資産等については個別物件単位でグルーピングを行い、各資産グループについて減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候が存在する場合には、減損の認識及び測定を実施しております。減損の認識及び測定にあたっては、資産グループの帳簿価額と回収可能価額を比較し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。各資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額で算定しております。使用価値の算定にあたっては、毎年、最新の予算および事業の成長性や一定の不確実性を考慮した事業計画を基に将来キャッシュ・フローを見積もり、適正な割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

当連結会計年度では、事業用資産であるガラス製造設備について国内建築ガラス事業、国内自動車ガラス事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、減損の兆候が認められましたが、回収可能性を考慮した結果、減損損失を認識しておりません。

また、将来の使用が見込まれていない遊休資産等については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

固定資産の回収可能価額については、経営者の判断に基づく将来キャッシュ・フロー、割引率、事業の成長率等の前提条件に基づき算出しているため、事業計画や市場環境の変化等によりその前提条件に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降に減損損失が発生する可能性があります。

IV 連結損益計算書に関する注記

1. 事業構造改善費用

当連結会計年度において事業構造改善費用を計上しており、事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

事業構造改善引当金繰入額	2,348百万円
拠点閉鎖費用等	1,752
資産廃棄損	1,096
減損損失	591
固定資産売却損	410
事業撤退損	45
計	6,245

(注) 事業構造改善費用に含まれる減損損失の内容は、2. 減損損失に記載しております。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)	連結損益計算書上 の計上科目
茨城県 つくば市 他	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具 他	606	事業構造改善費用 及び減損損失

将来の使用が見込まれていない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を事業構造改善費用及び減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

また、減損損失の内訳は以下の通りです。

建物及び構築物	8百万円
機械装置及び運搬具	594
その他	3
計	606

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	42,975,995	—	—	42,975,995

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年5月24日 取締役会 (注1)	普通株式	1,517	37.50	2021年3月31日	2021年6月8日
2021年11月1日 取締役会 (注2)	普通株式	1,517	37.50	2021年9月30日	2021年12月1日

(注1) 配当金の総額には、関係会社に対する配当金1百万円を含めておりません。

(注2) 配当金の総額には、関係会社に対する配当金1百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年5月24日 取締役会 (注)	普通株式	1,517	利益剰余金	37.50	2022年3月31日	2022年6月8日

(注) 配当金の総額には、関係会社に対する配当金1百万円を含めておりません。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債による方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの販売管理規程に従い、リスク低減を図っております。投資有価証券は、主として株式であり、個別銘柄ごとに検証し、当社の中長期的な企業価値の向上に資さない銘柄は売却を検討し、縮減を進めています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額12,328百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。現金は注記を省略しております。また、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	26,289	26,289	-
(2) 社債	(20,000)	(19,897)	103
(3) 長期借入金	(17,198)	(17,156)	42
(4) デリバティブ取引	364	364	-

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	26,289			26,289
デリバティブ取引		364		364

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債		19,897		19,897
長期借入金		17,156		17,156

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によって評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

Ⅶ 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の物流倉庫、賃貸用の商業施設（土地含む）及び遊休不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,431	9,767

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注 2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件につきましては、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）、その他の重要性の乏しい物件につきましては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等の時価とみなしております。

VIII 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

報告セグメント	主要な事業	外部顧客への売上高
ガラス事業	建築用ガラス	27,873
	自動車用ガラス	76,802
	ガラス繊維	7,159
	その他	2
	計	111,838
化成品事業	化学品	13,300
	ファインケミカル	65,512
	肥料	11,176
	その他	4,355
	計	94,345
合計		206,184

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. (4)② 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

IX 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,115円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 984円58銭 |

X 重要な後発事象

1. 自己株式取得

当社は、2022年5月11日開催の取締役会におきまして、会社法第459条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類

普通株式

② 取得し得る株式の総数

5,000,000株（上限とする）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合12.34%）

③ 株式の取得価額の総額

100億円（上限とする）

④ 取得期間

2022年5月12日～2023年3月24日

2. 会社分割について

当社は、2022年5月11日開催の取締役会におきまして、当社が営む板ガラス及び関連製品の製造、加工及び販売事業（以下「本事業」）を当社の完全子会社でありますセントラル硝子プロダクツ株式会社（以下、「CGP」又は「承継会社」）に承継させることとし（以下「本会社分割」）、同社との間で2023年4月1日（予定）を効力発生日とする吸収分割契約を締結する決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本会社分割は、当社の完全子会社へ事業部門を承継させる簡易吸収分割であるため、開示事項、内容を一部省略して開示しております。

(1) 本会社分割の目的

当社は2022年4月1日付「ガラス事業の構造改善について」でお知らせしましたとおり、欧米の自動車ガラス事業を譲渡し、今後のガラス事業は国内の事業改善に集中することにいたしました。

国内ガラス事業におきましては、需要に見合った生産、販売体制の構築による固定費の削減を進めており、高騰する原燃材料の価格転嫁も含めて収益改善施策を実行しております。

しかしながら、当社の国内ガラス事業を自立した利益事業とすることを目指すためには、建築ガラス及び自動車ガラスの各事業部門を一体とし、当該事業部門に係る資本を分割し、収益改善に特化した体制に抜本的に変更する必要があると判断しました。

両部門の一体運営によって発現する相乗効果により、本事業の安定した収益基盤を構築し、当社グループの経営目標の達成を推進することを目的としております。

(2) 本会社分割の要旨

① 本会社分割の日程

吸収分割契約の締結に係る取締役会決議（当社）	2022年5月11日
吸収分割契約の締結に係る取締役会決議（CGP）	2022年5月11日
吸収分割契約の締結	2022年5月23日
吸収分割契約承認に係る臨時株主総会（CGP）	2022年6月29日（予定）
本会社分割効力発生日	2023年4月1日（予定）

※本会社分割は、当社においては、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、株主総会の決議による承認を得ずに行う予定であります。

② 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、CGPを承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）であります。

③ 本会社分割に係る割当の内容

CGPは当社に対し、本会社分割に際し普通株式9,000株を交付いたします。

④ 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤ 本会社分割により増減する資本金

当社の資本金の増減はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

CGPは、当社との間で2022年5月23日に締結した吸収分割契約の定めに従い、本事業に係る資産、負債、契約その他の権利義務を効力発生日に承継いたします。

⑦ 債務履行の見込み

本会社分割により、当社及びCGPが負担すべき債務については、本会社分割の効力発生日以降も履行の見込みに問題はないと判断しております。

(3) 本会社分割の当事会社の概要

	分割会社 (2022年3月31日現在)	承継会社 (2022年4月1日現在)
名称	セントラル硝子株式会社	セントラル硝子プロダクツ株式会社
住所地	山口県宇部市大字沖宇部5253番地	三重県松阪市大口町1521-2
代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 清水 正	代表取締役社長 入澤 稔
事業内容	ガラス製品、化成品製品等の製造、加工、販売 他	板ガラス及び関連製品の製造、加工及び販売
資本金	18,168百万円	10百万円
設立年月日	1936年10月10日	2022年4月1日
発行済株式数	42,975,995株	1,000株
決算期	3月31日	3月31日
大株主及び持分比率	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 10.79% (株)シティインデックスイレブンス 9.86% (株)エスグラントコーポレーション 9.78% みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カ ストディ銀行 4.98% (株)日本カストディ銀行 (信託口) 4.59%	セントラル硝子株式会社 100%
直前事業年度の財政状態及び経営成績		
	2022年3月期 (連結)	設立時の財政状態 (単体)
純資産	130,063百万円	10百万円
総資産	290,696百万円	10百万円
1株当たり純資産	3,115円69銭	10,000円00銭
売上高	206,184百万円	—
営業利益	7,262百万円	—
経常利益	11,936百万円	—
親会社株主に帰属する 当期純損失	39,844百万円	—
1株当たり当期純損失	984円58銭	—

※承継会社は2022年4月1日に設立されており、直前事業年度が存在しないため、直前事業年度の財政状態及び経営成績については、その設立日における純資産、総資産及び1株当たり純資産のみを記載しております。

(4) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

板ガラス及び関連製品の製造、加工及び販売

② 分割する部門の経営成績（2022年3月期）

売上高	36,230百万円
-----	-----------

③ 分割する資産、負債項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	23,908百万円	流動負債	8,996百万円
固定資産	17,417百万円	固定負債	7,202百万円
合計	41,325百万円	合計	16,198百万円

※なお、分割する資産及び負債の帳簿価額は、2022年3月末時点の貸借対照表を基準に算出した概算見込み額であり、実際に分割承継される金額は、効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定します。

(5) 本会社分割後の状況（2023年4月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
名称	セントラル硝子株式会社	セントラル硝子プロダクツ株式会社
住所地	山口県宇部市大字沖宇部5253番地	三重県松阪市大口町1521-2
代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 清水 正	代表取締役社長 入澤 稔
事業内容	ガラス製品、化成品製品等の製造、加工、販売 他	板ガラス及び関連製品の製造、加工及び販売
資本金	18,168百万円	100百万円
決算期	3月31日	3月31日

(6) 今後の見通し

承継会社は当社の完全子会社であるため、本会社分割が連結業績に与える影響は軽微です。

3. 投資有価証券売却益（特別利益）の計上見込について

当社は、2022年5月11日開催の取締役会におきまして、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決定しましたことに伴い、投資有価証券売却益を特別利益として計上する見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(1) 投資有価証券売却の理由

当社は、コーポレートガバナンスコード報告書において政策保有株式の縮減に関する方針を報告しており、事業環境、財務状況、構造改革の進捗を考慮しつつ、適宜、売却を進めております。

上述でお知らせしております自己株式の取得、また、翌連結会計年度に多額の税務上の損金を計上することへの対応、政策保有株式の更なる縮減を行うことを目的に実施するものであります。

(2) 投資有価証券売却の時期（予定）

2022年5月～2023年3月

(3) 投資有価証券売却の内容

① 売却株式

当社保有の上場有価証券10銘柄

② 売却益

160億円（2022年3月末時価ベースでの概算見込み）

XI その他

1. 記載金額

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 追加情報

当社は、2022年4月1日付「特定子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」で公表しましたとおり、2022年3月31日付で米国連結子会社であるカーレックスガラスアメリカ、LLC、及び欧州連結子会社であるカーレックスガラスルクセンブルク S.A.の全ての株式（持分）につきまして、アトラスホールディングス LLC が保有する投資ファンドが米国に設立した特別目的会社ACR II ガラスホールディングス Inc.及び、オランダに設立した特別目的会社ACR II ガラスホールディング B.V.と株式譲渡契約を締結しており、連結計算書類において関係会社株式譲渡損失引当金繰入額として48,404百万円を特別損失に計上しております。

なお、本株式譲渡は、2022年5月7日付で実行いたしました。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3～50年

機械及び装置 4～22年

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (5) 特別修繕引当金……………ガラス熔解炉等板ガラス製造設備の定期的修繕費用の支出に備えるため、次回修繕の見積額と次回修繕までの稼働期間を勘案して計上しております。
- (6) 環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

当社は以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、化成品及びガラス製品の製造、販売を行っております。これらの事業における製品販売については、製品の引渡、出荷、検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡、出荷、検収時点で収益を認識しております。また収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び奨励金などを控除した金額で測定しております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は翌事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費の一部を、売上高から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度期首の利益剰余金に加減し、当事業年度期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の当事業年度期首残高は29百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損処理

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 10百万円
2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

1. 保証債務

銀行借入等に対する連帯保証債務

セントラルガラスジャーマニーGmbH 1,463百万円

その他 (2件) 709百万円

合計 2,172百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権 35,173百万円

長期金銭債権 2,504百万円

短期金銭債務 15,069百万円

Ⅴ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高 37,000百万円

仕入高 19,068百万円

営業取引以外の取引高 2,912百万円

2. 事業構造改善費用

拠点閉鎖費用等 2,584百万円

事業構造改善引当金繰入額 2,348百万円

資産廃棄損 1,048百万円

固定資産売却損 233百万円

合計 6,214百万円

Ⅵ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,476,441株
------	------------

Ⅶ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	2,917百万円
-------	----------

関係会社株式評価損	13,336百万円
-----------	-----------

減損損失	3,045百万円
------	----------

その他	4,014百万円
-----	----------

繰延税金資産小計	23,313百万円
----------	-----------

評価性引当額	△ 13,798百万円
--------	-------------

繰延税金資産合計	9,515百万円
----------	----------

繰延税金負債との相殺	△ 6,597百万円
------------	------------

繰延税金資産の純額	2,917百万円
-----------	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	5,870百万円
--------------	----------

その他	727百万円
-----	--------

繰延税金負債合計	6,597百万円
----------	----------

繰延税金資産との相殺	△ 6,597百万円
------------	------------

繰延税金負債の純額	—
-----------	---

Ⅷ 収益認識に関する注記

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. (1) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

IX 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	セントラル硝子販売(株)	直接100%	製品の販売	製品の販売 (注1)	10,080	売掛金	4,261
				資金の借入 (注2)	2,170	短期借入金	3,140
	セントラル・サンゴバン(株)	直接 65%	製品の販売	製品の販売 (注1)	17,441	売掛金	4,946
	(株)東商セントラル	直接100%	製品の販売	製品の販売 (注1)	5,555	売掛金	2,266
	セントラル化成(株)	直接100%	製品の購入	資金の貸付 (注2)	6,432	短期貸付金	4,780
						長期貸付金	1,364
	セントラルガラスアメリカ,Inc.	直接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注2)	5,948	短期貸付金 (注3)	9,503
	セントラルガラスチェコ s.r.o	直接100%	製品の販売	資金の貸付 (注2)	3,653	短期貸付金	4,083

(注1) 製品の販売は、一般的な取引条件を勘案し、交渉の上決定しております。取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 資金の貸付・借入は、当社グループ会社間の資金貸付・借入に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額については、期中の平均残高を記載しております。
なお、担保の受け入れは行っておりません。

(注3) 当事業年度において、セントラルガラスアメリカ,Inc.への短期貸付金に対し、9,503百万円の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額を計上しております。

X 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,749円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 1,015円34銭 |

XI 重要な後発事象

1. 自己株式取得

当社は、2022年5月11日開催の取締役会におきまして、会社法第459条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

概要は連結注記表「X 重要な後発事象」の「1. 自己株式取得」に記載のとおりであります。

2. 会社分割について

当社は、2022年5月11日開催の取締役会におきまして、当社が営む板ガラス及び関連製品の製造、加工及び販売事業を当社の完全子会社でありますセントラル硝子プロダクツ株式会社に承継させることとし、同社との間で2023年4月1日（予定）を効力発生日とする吸収分割契約を締結する決議を行いました。

概要は連結注記表「X 重要な後発事象」の「2. 会社分割について」に記載のとおりであります。

3. 投資有価証券売却益（特別利益）の計上見込について

当社は、2022年5月11日開催の取締役会におきまして、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決定しましたことに伴い、投資有価証券売却益を特別利益として計上する見込みとなりました。

概要は連結注記表「X 重要な後発事象」の「3. 投資有価証券売却益（特別利益）の計上見込について」に記載のとおりであります。

XII その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。